

諮詢序：厚生労働大臣

諮詢日：令和6年4月22日（令和6年（行情）諮詢第496号）

答申日：令和7年12月5日（令和7年度（行情）答申第662号）

事件名：年齢階級別、新型コロナワクチン接種歴別に重症化率及び致死率について分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月22日付け厚生労働省発感1222第14号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）開示内容が的外れであるので再度開示請求する。

（2）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）（令和4年4月13日）を例示に年齢階級別、新型コロナワクチン接種歴別重症化率及び致死率の開示を願ったが全くの失当である。

この4年間で我々国民はイベルメクチンの早期投与など有効な手段があったにもかかわらずワクチンを射たせるために多くの犠牲を払いまたワクチン未接種は旅行割りなどで不利益を受けた。そのコロナワクチンが重症化を減らすというのであれば積極的に接種歴別の重症者数及び死亡者数を累計で国民に開示すべきである。

アドバイザリーボード（令和4年4月13日）は令和4年1月1日から2月28日までの特定期間における年齢階級別、ワクチン接種歴別に重症化率及び致死率を示したものであるがこれではワクチンが実際に効果があったか図れるものではない。

多額の税金を使ってHER-SYSを稼働したのであるから最低でも年齢別・接種歴別（接種回数は問わない接種or未接種）の死亡者数ぐらいは国民に開示して接種事業の判断を仰ぐべきである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年10月22日付け（同月25日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和5年12月22日付け厚生労働省発感1222第14号により、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年1月2日（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 質問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

本件開示請求に係る行政文書として、処分庁は、41件の行政文書を特定し、その全部を開示しているところ、これらの行政文書については、いずれも年齢階級別、ワクチン接種歴別の重症化率又は致死率が記載されており、原処分における文書の特定は妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「コロナワクチンが重症化を減らすのであれば積極的に接種歴別の重症者数及び死者数を累計で国民に開示すべき」と主張する。この点、新型コロナワクチン接種については、重症化予防効果も含めた、有効性の分析を行った学術論文等に基づいて、厚生科学審議会での議論を経て決定されているものである。一方、アドバイザリーボード資料は新型コロナウイルスの感染や重症化の状況等の情報を把握することを目的としたものであって、新型コロナワクチンの有効性の評価を目的としたものではないことから、ワクチン接種歴別の累計の重症者数や死者数についての集計は行っていない。したがって、すでに開示決定をした他に請求内容についての文書は保有していない。

なお、新型コロナワクチンの重症化予防効果を評価するためには、ワクチン接種から重症化・死亡までの期間や、新型コロナウイルスの感染歴、基礎疾患等の背景因子を考慮する必要があることから、接種歴別の、累計の重症者数及び死者数によって単純に新型コロナワクチンの重症化予防効果を評価することは適切ではない。

また、審査請求人は「多額の税金を使ってHER-SYSを稼働したのであるから最低でも年齢別・接種歴別の死亡者数くらいは国民に開示して接種事業の判断を仰ぐべきである」とも主張するが、新型コロナウ

イルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「H E R – S Y S」といふ。）は新型コロナウイルス感染症の発生動向や、感染者等の状況の把握を目的としたシステムであり、ワクチンの有効性を評価することを目的としたものではないことから、同主張は当たらない。なお、アドバイザリーボード資料の「ワクチン接種歴別の新規陽性者数」は一定の期間内に発生した新規陽性者数を、H E R – S Y S のデータを用いて単純に集計したものであり、ワクチン接種から検査までの期間が考慮されていないこと、新型コロナウイルスの感染歴等の背景因子が異なる可能性があること等から、このデータにより新型コロナワクチン接種による予防効果が明らかになるものではなく、このデータによって新型コロナワクチン接種についての検討を行っているものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年4月22日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和7年6月25日 | 審議 |
| ④ 同年11月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、開示内容が全くの失当である旨主張し、本件対象文書の特定を争っているものと解されるが、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、年齢階級別、新型コロナワクチン接種歴別に重症化率及び致死率がわかる行政文書の開示を求めていたが、審査請求書においては、「コロナワクチンが重症化を減らすのであれば積極的に接種歴別の重症者数及び死亡者数を累計で国民に開示すべき」「多額の税金を使ってH E R – S Y S を稼働したのであるから最低でも年齢別・接種歴別（接種回数は問わない接種 o r 未接種）の死亡者数ぐらいは国民に開示して接種事業の判断を仰ぐべき」である旨を主張し、「接種歴別の重症者数及び死亡者数」と「年齢別・接種歴別（接種回数は問わない接種 o r 未接種）の死亡者数」の開示を求めているものと解される。

(2) 上記(1)の審査請求人の主張に対し、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア アドバイザリーボード資料やHER-SYSは、新型コロナワクチンの有効性の評価を目的としたものではない。

イ ワクチン接種歴別の累計の重症者数や死亡者数についての集計は行っておらず、すでに開示決定した外に請求内容についての文書は保有していない。

(3) 諒問庁の上記(2)イの説明内容に関して、当審査会事務局職員をして補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードやHER-SYSのデータとは無関係なものも含めて、本件対象文書のほかに、「ワクチン接種歴別の累計の重症者数及び死亡者数」及び「年齢別・接種歴別（接種回数は問わない接種or未接種）の死亡者数」が記載された文書を保有していない。

イ その理由は、施策の検討に当たって必要なタイミングでデータの集計を行う場合があり、本件対象文書が存在するが、これ以外には、施策の検討に当たってデータの集計を行う必要がなかったためである。

(4) 上記諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は見当たらず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、「ワクチン接種歴別の累計の重症者数及び死亡者数」及び「年齢別・接種歴別（接種回数は問わない接種or未接種）の死亡者数」が記載された文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないで、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求文書

年齢階級別、新型コロナワクチン接種歴別に重症化率及び致死率について
わかるもの

2 本件対象文書

(1) 第50回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年9月1日）

資料2-6 年齢区分別の新型コロナウイルス感染陽性者数と死亡者数
(2021年7月)

(2) 第52回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年9月16日）

資料3-7 木下先生提出資料

(3) 第54回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年10月6日）

資料3-6 和田先生提出資料

(4) 第61回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年12月1日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

(5) 第62回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年12月8日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

(6) 第63回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年12月16日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

(7) 第64回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年12月22日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

(8) 第65回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年12月28日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

(9) 第66回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年1月6日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

(10) 第67回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年1月13日）

資料3-2 鈴木先生提出資料

- (11) 第68回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年1月20日）
　　資料3-2 鈴木先生提出資料
- (12) 第68回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年1月20日）
　　資料3-6 高山先生提出資料
- (13) 第69回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年1月26日）
　　資料3-2 鈴木先生提出資料
- (14) 第69回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年1月26日）
　　資料3-6 高山先生提出資料
- (15) 第70回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月2日）
　　資料3-2 鈴木先生提出資料
- (16) 第70回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月2日）
　　資料3-6 高山先生提出資料
- (17) 第70回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月2日）
　　資料3-8 及び資料3-8② 木下先生提出資料
- (18) 第70回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月2日）
　　資料5 第5波における重症化率・致死率について
- (19) 第71回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月9日）
　　資料3-2 鈴木先生提出資料
- (20) 第71回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月9日）
　　資料3-6 高山先生提出資料
- (21) 第72回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月16日）
　　資料3-2 鈴木先生提出資料
- (22) 第73回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月24日）
　　資料3-2 鈴木先生提出資料
- (23) 第74回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月2日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(24) 第75回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月9日）

資料2－3 新規陽性者数の推移（HER-SYSデータ）

(25) 第75回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月9日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(26) 第75回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月9日）

資料3－7 高山先生提出資料

(27) 第76回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月15日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(28) 第77回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月23日）

資料2－3 新規陽性者数の推移（HER-SYSデータ）

(29) 第77回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月23日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(30) 第78回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年3月30日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(31) 第79回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月6日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(32) 第80回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月13日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(33) 第80回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月13日）

資料5－2 第6波における重症化率・致死率について

(34) 第81回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月20日）

資料3－2 鈴木先生提出資料

(35) 第81回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月20日）

資料3－8 藤井先生提出資料

(36) 第82回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和

4年4月27日)

資料3-2-① 鈴木先生提出資料

(37) 第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年5月19日）

資料3-7 高山先生提出資料

(38) 第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年5月19日）

資料3-8 藤井先生提出資料

(39) 第88回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年6月23日）

資料3-7 高山先生提出資料

(40) 第90回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年7月13日）

資料3-8 藤井先生提出資料

(41) 第91回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年7月21日）

資料3-7 高山先生提出資料